

枚方市教育大綱（案）

令和 年 月

枚方市

はじめに

これまで、偏差値の高い大学に入学することが、一流企業への就職につながり、一流企業への就職が人生の幸福につながる。多くの人がそのように考える時代がありました。

社会を取り巻く環境は大きく変化し、以前には考えられなかった大手企業の倒産、大手企業同士の合併は珍しくありません。長年勤めた会社から、定年前にリストラを言い渡されることもあります。

近年、ICT、AIなどの新技術の進展は目覚ましく、これまで人が担ってきた仕事の多くはコンピューターが扱うことになり、今後、人にしかできない仕事の精査が続くものと考えます。こうした時代は、高い能力や技術を身につけた者が評価される一方で、そうでない者との格差がはっきりと分かれる競争の時代でもあります。

また、こうした技術の発展は、情報、交通、経済、通貨、文化などのグローバル化、ボーダーレス化を加速させており、こうした世界規模の変化がさらに進むことは想像に難くありません。

これから社会に出ようとする子どもたちは、このような時代の中で、生きていくための答えを自ら探し求めていかなければなりません。

もしも、大切な子どもが中学校を卒業したら二度と会えなくなり、何もしてあげられなくなるのであれば、あなたは、その日が来るまでにあなたの子どもの何を教え、身につけさせようと考えますか。

- ◎ 家族を持つことで人生を豊かにすることができること
- ◎ 読書から得られることがたくさんあること
- ◎ 学問を身につけることによって、世の中でなせることの範囲が広がること
- ◎ 健康であることが、あらゆる活動の基礎となること
- ◎ 健康であるためには、適度な運動と睡眠と栄養が必要であること
- ◎ 生きるためには、住居、食料、衣服が必要なこと。継続的に金銭がなければ、それらを十分に得ることができないこと
- ◎ 生活をするために必要な金銭を得るために、仕事をしなければならないこと
- ◎ 仕事はできることならば、金銭を得るためだけではなく、そのことにより人のためになり、世のためになるものを選択することが望ましいこと
- ◎ 困っている人がいたら手をさしのべること。期待を抱いてはいけなくけれど、いつかそれが、自分に返ってくることがあること
- ◎ 世の中には良い人物も悪い人物もいること
- ◎ 世の中では苦しいことがたくさんあるけれど、時に喜びがある。その一握りの

喜びのためになら、苦しいことにも耐えることができること
…教えておきたいことがあふれ出てきます。

これらは私個人の価値観を含むものであり、そのものを学校園で子どもたちに教え込むものではありません。一人ひとりの子どもたちが、学校、家庭、地域等で生活する中で、様々な人と出会い、様々な経験を通じて、それぞれが自分の答えを自ら見出すべきものです。家庭、地域等と連携して、それらの機会を作り出すことが枚方市立学校園の責務だと考えています。

小学校においては新しい年度から、中学校においては令和 3 年度から、新学習指導要領が実施されます。新学習指導要領には、今求められる子どもの生きる力、必要とされる能力、また、それを身につけるために、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」が明確に示されています。

新学習指導要領の内容を教職員一人ひとりが十分に理解し、自分のものとして実践することが極めて重要です。このことを踏まえ、以下に枚方市の教育における理念を示すとともに、枚方市の教育における課題を踏まえた重点方針を示し、教育委員会とともに枚方市教育振興基本計画における教育施策に反映するものです。

誰ひとり取り残さず、枚方市立学校園で学ぶすべての子どもたちが、社会の大海原で自立して生きて行くことができるよう、生きる力を育み、未来への可能性をできる限り多く持たせたまま、社会に送り出してあげることが枚方市の教育の使命とし、“枚方のこども”を育成します。

令和 2 年 月

枚方市長

伏見隆

— 枚方市教育大綱 —

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども“の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教 育 方 針

<重点方針1 確かな学力の育成>

1-1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

1-2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 いじめ、不登校の解決>

2-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

2-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との係わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

<重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり>

3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

<重点方針4 社会教育との連携>

4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4-2 社会との係わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4-3 社会教育の推進

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする社会教育を推進し、学びの習慣を育てていくため、社会教育と学校教育との連携を強化します。

教育大綱の位置づけ

I 教育大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第5次枚方市総合計画の基本構想に掲げる5つの基本目標のうち「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」を踏まえ、子どもたちが未来に夢と希望をもって羽ばたいていけるよう、これからの本市教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 教育大綱の対象範囲

この大綱は、市全体の視点を踏まえて、本市教育委員会の学校教育、スポーツや文化などの社会教育に関する分野を対象とします。

III 教育大綱の期間

大綱の対象期間は、文部科学省初等中等教育局長通知において4年～5年とされており、本市においては第5次総合計画の実行計画の期間との整合を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。